

# 日本家族社会学会賞規程

## 第1条（名称と目的）

会則第3条4項に基づき、日本家族社会学会賞を設ける。この賞は、優れた業績を顕彰することによって、家族社会学研究の発展と会員の研究意欲の称揚を目的として、3年に1回授与する。

## 第2条（学会賞の種類）

日本家族社会学会賞として奨励論文賞及び奨励著書賞を定める。

## 第3条（学会賞選考委員会の設置・任務）

会則第19条に基づき学会賞選考委員会を設ける。学会賞選考委員会は、学会賞委員会の委任を受けて受賞候補者の選考を行う。

## 第4条（選考）

学会賞選考委員会は受賞候補者を選定し、理事会において受賞者を決定する。

## 第5条（結果の公表）

選考結果は機関誌等で公表し、総会において授賞式を行う。

## 第6条（細則）

本規程に関わる細則は別に定める。

## 第7条（改廃）

本規程の改廃は、総会の議を経ることを要する。

## 第8条（施行期日）

本規程は、平成12年3月10日より施行する。

本改正は、平成19年9月8日より施行する。

本改正は、平成28年9月10日より施行する。